

会員の内部管理責任者等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会員の商品先物取引業の業務全般に関し、商品先物取引法その他の関係法令及び本会の規則（以下「法令諸規則」という。）を遵守するための内部管理体制を整備・運用し、顧客の保護と業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(内部管理総括責任者の責務)

第2条 内部管理総括責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、当該会員の役員又は使用人に対し、法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備・運用に努めなければならない。

2 内部管理総括責任者は、会員における営業活動が法令諸規則を遵守し、適正に行われるよう内部管理責任者及び営業責任者を指導、監督し、法令諸規則に違反する事案が生じた場合には、法令諸規則に照らし、適正に処理しなければならない。

3 内部管理総括責任者は、会員の営業活動における法令諸規則の遵守に関し、行政官庁及び本会その他の自主規制機関との適切な連絡、調整を行わなければならない。

4 内部管理総括責任者は、会員の商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、自社の社会的信用を失墜させるおそれのある重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長等に報告しなければならない。

5 内部管理総括責任者は、第8条第2項又は第10条第2項の規定により内部管理責任者又は営業責任者から報告を受けた場合には、適切な指示を与えなければならない。

(内部管理総括責任者の資格要件)

第3条 内部管理総括責任者は、内部管理を担当する取締役又はこれに準ずる者でなければならない。

2 会員は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理総括責任者に任命してはならない。

3 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理総括責任者に任命してはならない。

4 会員は、会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「登録等規則」という。）第12条第1項の規定による外務員登録の取消しの処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から5年間は、内部管理総括責任者に任命してはならない。

5 会員は、次に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、内部管理総括責任者に任命してはならない。

(1) 登録等規則第4条の2第1項の規定による外務員の職務禁止措置を受けた者

(2) 登録等規則第12条第1項の規定による外務員の職務の停止の処分を受けた者

(内部管理総括責任者の届出)

第4条 会員は、内部管理総括責任者1名を定め、細則に定める様式による内部管理総括責任者届出書を、遅滞なく本会に提出しなければならない。

2 会員は、前項の届出内容に変更がある場合は、細則に定める様式による内部管理総括責任者変

更届出書を、遅滞なく本会に提出しなければならない。

(内部管理総括責任者への指示)

第5条 取締役社長等は、内部管理総括責任者がその職務を的確に遂行できるよう配慮するとともに、第2条第4項の規定により内部管理総括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。

(内部管理総括責任者の交代勧告)

第6条 本会は、内部管理総括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理総括責任者の交代勧告をすることができる。

- (1) 内部管理総括責任者が登録等規則第4条の2第1項に規定する措置又は同規則第12条第1項に規定する処分若しくは指導等規則第16条第1項に規定する取扱いを受けたとき。
- (2) 会員の法令諸規則に違反する行為が発生した場合において、内部管理総括責任者が当該違反行為を隠蔽、放置した場合、内部管理総括責任者の指示により発生した場合等、内部管理総括責任者が第2条各項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

(内部管理責任者及び営業責任者の配置)

第7条 会員は、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理を行う当該会員の本店、その他の営業所又は事務所の組織状況及び取扱業務量等を勘案して営業単位を定め、当該営業単位の内部管理が的確に行われるよう内部管理責任者（原則として課長又は課長相当職以上の者とす。以下同じ。）を任命し、配置しなければならない。

2 会員は、個人である顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務については、前項の営業単位ごとの内部管理責任者に加えて、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置しなければならない。

(内部管理責任者の責務)

第8条 内部管理責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における営業活動が法令諸規則に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監視する等適切な内部管理を行わなければならない。

2 内部管理責任者は、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、自社の社会的信用を失墜させるおそれのある重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理総括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(内部管理責任者の資格要件)

第9条 内部管理責任者は、本会が実施する内部管理責任者等資格研修（以下「資格研修」という。）を修了した者でなければならない。

2 会員は、人事異動と資格研修の時期の関係等により、やむを得ない事情があるときは、前項に規定する資格研修を修了していない者を内部管理責任者として任命し、配置することができる。この場合において、会員はその者について配置の日から6か月以内に資格研修を受講させ、修了させなければならない。

3 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理責任者に任命してはならない。

4 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び登録等規則第12条第1項の規定による外務員登録の取消しの処分を受けた者について、そ

の決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。

- 5 会員は、第3条第5項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。
- 6 会員は、内部管理責任者が第3項から第5項に定める取扱い等を受けたときは、直ちにその後任の内部管理責任者を任命しなければならない。

(営業責任者の責務)

第10条 営業責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、自らが営業責任者として任命された営業単位に所属する役員又は使用人に対し、法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。

- 2 営業責任者は、自らが営業責任者として任命された営業単位における商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、自社の社会的信用を失墜させるおそれのある重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理総括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(営業責任者の資格要件)

第11条 営業責任者は、本会が実施する資格研修を修了した者でなければならない。

- 2 会員は、人事異動と資格研修の時期の関係等により、やむを得ない事情があるときは、前項に規定する資格研修を修了していない者を営業責任者として任命し、配置することができる。この場合において、会員はその者について配置の日から6か月以内に資格研修を受講させ、修了させなければならない。
- 3 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、営業責任者に任命してはならない。
- 4 会員は、指導等規則第16条第1項の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び登録等規則第12条第1項の規定による外務員登録の取消しの処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、営業責任者に任命してはならない。
- 5 会員は、第3条第5項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、営業責任者に任命してはならない。
- 6 会員は、営業責任者が第3項から第5項に定める取扱い等を受けたときは、直ちにその後任の営業責任者を任命しなければならない。

(内部管理責任者及び営業責任者の協会への報告)

第12条 会員は、毎年7月末日現在における内部管理責任者及び営業責任者の配置の状況について、細則に定める様式による内部管理責任者等の配置状況報告書を、遅滞なく本会に提出しなければならない。

(研修の受講)

第13条 会員は、内部管理総括責任者について、本会の事業年度（定款第70条に定める事業年度をいう。以下同じ。）ごとに、本会が実施する内部管理総括責任者等研修を受講させなければならない。ただし、法人顧客のみを事業対象としている会員にあっては、内部管理総括責任者が、やむを得ない事情により当該研修を受講できない場合には、内部管理総括責任者があらかじめ指名した内部管理責任者を代わりに受講させることができる。

- 2 会員は、内部管理責任者及び営業責任者について、本会の事業年度ごとに、前項に規定する研修に準じた社内研修を受講させなければならない。ただし、内部管理責任者及び営業責任者の配

置人数が少人数である会員にあっては、前項に規定する研修を受講させることにより、社内研修の受講に代えることができる。

(商品先物取引仲介業者への本規則の適用)

第14条 会員は、自らを所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に対し、本規則の定めるところにより、内部管理体制を整備・運用させるものとする。

2 商品先物取引仲介業者の内部管理総括責任者の届出又は内部管理責任者及び営業責任者の報告は、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者を通じて行うものとし、その取扱いについては第4条第1項及び第2項、第12条に定める手続きの例によるものとする。

(細則の制定)

第15条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第2項並びに第11条第1項及び第2項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年7月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第13条を改正。

「会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、会員の内部管理責任者等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(内部管理総括責任者届出書・変更届出書の様式)

第 2 条 規則第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出書の様式は、別紙 1 のとおりとする。

(内部管理責任者等資格研修の受講要件)

第 3 条 規則第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する内部管理責任者等資格研修の受講要件は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 会員等の外務員の登録等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により本会の行う登録を受けている者
- (2) 一般社団法人金融先物取引業協会が実施する「内部管理責任者資格試験」の合格者
- (3) 日本証券業協会が実施する「会員内部管理責任者資格試験」及び「特別会員内部管理責任者資格試験」等の合格者

(内部管理責任者及び営業責任者の配置状況報告書の様式)

第 4 条 規則第 12 条に規定する報告書の様式は、別紙 2 のとおりとする。

附 則

この細則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別紙1 内部管理総括責任者届出書・変更届出書

年 月 日

日本商品先物取引協会会長 殿

商号等

会員代表者 氏 名

下記のとおり、内部管理総括責任者を〔届出・変更〕いたしますので、「会員の内部管理責任者等に関する規則」第4条第1項又は第2項の規定により、提出いたします。

記

項 目	届 出 (変更後)	— (変更前) ※1
ふりがな		
氏 名		
所属部署名 役職名 ※2		
生年月日	年 月 日	
変更の理由※3	1. 異動 ・ 2. 役職名の変更等	
変更年月日	年 月 日	

※1 「変更前」欄には変更があった場合のみ記入すること。

※2 所属又は担当部署(門)は内部管理業務を担当する部署(門)であり、営業部署(門)の所属又は担当(兼務を含む。)ではないことを確認すること。

※3 変更の理由は、該当する番号を○で囲むこと。

連絡担当者 所 属 _____

役職名・氏名 _____

電話番号 _____

別紙2 内部管理責任者及び営業責任者の配置状況報告書

年 月 日

日本商品先物取引協会会長 殿

商号等
会員代表者 氏名

平成 年 月 末現在における内部管理責任者及び営業責任者の配置状況は、下記のとおりです。
「会員の内部管理責任者等に関する規則」第12条の規定により、報告いたします。

記

営業単位の名称	所属人数	責任者の別 ^{※1}	所属部署名	役職名	氏名	ふりがな	生年月日	資格研修 修了年月日	外務員登録番号	隣接業界の 資格取得 ^{※2}
		1. 内部管理責任者 2. 営業責任者					年 月 日	年 月 日		1. 金沢会「内部管理士資格」 2. 日証協「会内管理士資格」 3. 日証協「特別会員内部管理士資格」 4. その他（ ）
		1. 内部管理責任者 2. 営業責任者					年 月 日	年 月 日		1. 金沢会「内部管理士資格」 2. 日証協「会内管理士資格」 3. 日証協「特別会員内部管理士資格」 4. その他（ ）

※1 該当する責任者の番号を○で囲むこと。

※2 取得している隣接業界の資格の番号を○で囲むこと。なお、1.～3.に該当しない場合は「4.その他」にその内容を記載すること。

連絡担当者 所 属

役職名・氏名

電話番号